

令和4年第3回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和4年2月4日（金）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会（開 議） 令和4年2月4日（金）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|            |             |
|------------|-------------|
| 町 長        | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長      | 岡 村 恒 君     |
| 技 監        | 鈴 木 晃 君     |
| 総 務 部 長    | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長    | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 総 務 課 長    | 西 谷 伸 治 君   |
| 企画財政課長     | 山 本 保 君     |
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇 尾 伸 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西谷信樹君
主 事 貞永隆佑君

~~~~~〇~~~~~

8. 議事日程

議 事

- 日程第1 「会議録署名議員の指名」  
日程第2 「会期の決定」  
日程第3 議案第5号 「指定金融機関の指定について」  
日程第4 議案第6号 「恵美須橋拡幅工事請負契約の締結について」  
日程第5 議案第7号 「令和3年度坂町一般会計補正予算（第9号）」

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、続いて御苦勞でございます。またこの後、全員協議会、また委員会等もありますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回坂町議会臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておるとおりでございます。

お諮りします。

議事事件説明のための説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時00分）

（再開 午前10時02分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和4年第3回坂町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、3件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番瀧野純敏議員、9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日に決定をいたしました。

日程第3 議案第5号「指定金融機関の指定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「指定金融機関の指定について」御説明を申し上げます。

指定金融機関につきましては、平成19年度から株式会社もみじ銀行及び安芸農業協同組合の2行による3年ごとの交代制といたしておりますが、本年度末で株式会社もみじ銀行の指定期間が終了するため、次期指定予定である安芸農業協同組合と協議をいたしました結果、辞退の申出を受けましたことから、これまでも町の指定金融機関としての責任を十分果たしていただいております株式会社もみじ銀行を令和4年度の1年間、引き続き、指定金融機関として指定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 3年ごとに交代でいうことだったんですが、今度、農協が断ったということで、暫定的じゃろう思うんですけども、1年間、もみじ銀行ということなんですが、それ以降についてはどういう方向になるんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 榎尾出納室長。

○会計管理者兼出納室長（榎尾 伸君） お答えいたします。

令和5年度以降の指定金融機関につきましては、現在の指定金融機関であり、また、長年にわたり本町の指定金融機関としての責任を十分果たしていただいているもみじ銀行と協議を続けることが適切であると考え、令和4年度中に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いわゆる3年サイクルというのは今回で消えたということではないんですか。

○議長（川本英輔議員） 榎尾出納室長。

○会計管理者兼出納室長（榎尾 伸君） お答えいたします。

令和5年度以降の指定金融機関につきましては、令和4年度中にもみじ銀行と協議を続けていきたいと考えております。

交代制につきましては、もみじ銀行さんと協議をいたしまして、それも踏まえ検討していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第6号「恵美須橋拡幅工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「恵美須橋拡幅工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和3年6月28日に実施予定といたしておりました入札につきまして、入札前に10社全てから辞退届が提出されたため、不調となりました。

各社から事情を聴取いたしました結果、応札の意向を示した株式会社伏光組から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき見積書を徴取をいたしたところ、予定価格を下回ったため、この見積金額1億1,308万円で落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 恵美須橋拡幅工事の概要について御説明いたします。

本工事は坂東二丁目、坂西一丁目地内の総頭川にかかる町道浜田中洲線の恵美須橋拡幅工事となっております。

今回の工事につきましては、別紙のほうにお示ししていますように、既存の橋梁に対しまして、上流側に管渠を設置することで、現行4.0メートルの道路幅員を8メートルに拡幅するものでございます。

工事概要ですが、工事延長は12.4メートル、道路幅員は全幅員で8メートル、車道部分が6メートル、歩道部分が2メートルとなっております。

また、管渠工としまして4.3メートル、護岸工は14メートル、防護柵工は19.8メートルとなっております。

次に、工期についてですが、本工事の工期につきましては、契約の翌日から令和4年3月31日としておりますが、これにつきましては、国等の繰越し承認などを得た後に、令和5年3月31日に変更する予定でございます。

なお、工事期間中は近隣住民の方々に掘削に伴う交通規制、あるいは建設発生土や工事資材の搬出搬入などに伴います工事車両の通行等で御迷惑をおかけすることになりますので、細心の注意を払って工事のほうは進めてまいります。

なお、工事着手については、河川内のヤード造成などの工事も伴うものでございますので、出水期の終わる令和4年10月頃から着手いたしまして、令和5年3月末の完成を目途に進めてまいります。

このため、管渠工といたしましても、少し割高にはなっておりますが、二次製品を活用して半年程度の工期短縮のほうを図って、工期内で完成をさせてまいりたいと考えております。

工事施工に当たりましては、受注者に対しまして安全対策の指導を十分行い、公衆

災害の防止に万全を期して工事のほうは実施してまいります。

以上で、恵美須橋拡幅工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件に対して随意契約になつとる限り、このたびは追加が出ることはないでしょうね。それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

現時点で考えられる想定されるものを全て契約の中へ見込んでおりますので、追加のほうは考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この中で、この工事の書類の中で、上流の総頭川1号線のほうの側、おかのの前が、どうしてあっち側に下のようにアールはつけられんですか、これをちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

上流側のほうがちょうど歩道が来る部分になっておりますので、今、アールはつけていない計画となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） ここに横断歩道が描いてあるように、横断歩道をつくるんですね。そういうことになれば、ここにカーブが少しあれば、こんな人間の心理として、大回りせんでも済むから、横断歩道に対して完全に、横断歩道をする人も、それから左へ折れる駅へ回る人も、安全が確認できるんですよ。その辺を考えたことがあるか、これを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

横断歩道がございますので、まず、一般的には横断歩道の前は歩行者がおれば停止

を車両のほうはしていただいて、安全確認をした上で左折のほうをしていただくものというふうには考えておるところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これでこの拡幅工事の中須線の左側、駅側の道路から、今、新しくできとる間がちょうど中間空いてますよね。あれにはこれは全く関与せんのですか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

途中には県道の予定地と、まだ土地のほうを買収できていない部分もございますので、一応、そこは駅の、今、完成してる部分を見通しての上流側への歩道設置等を計画をしておるところです。一部はちょっと工事ができておりませんが、見通しは立てております。その歩道の線形は見た上で設計をしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今の質問にもあったんかと思うんですが、今の新しく拡幅するところですよ、その駅側の道路も、今、拡幅しとるわけですけども、ここへ姫宮神社いうて書いてあるじゃないですか。あれは、今、多分移転するんじゃないかと思うんですが、そこら辺の拡幅いうのも、今後、計画ではあるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、姫宮神社ですが、現在、図面にあるこの位置から下側が上流側になるんですが、この敷地の一番端側のほうに曳家で移設をしている状態です。また、こちらの神社につきましては、今の神社の建っているところは歩道部分になりますので、また、一番近い部分へ移設し直すように計画のほうは考えておるところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今の既設の恵美須橋ですよ、あれもちょっと工事になるかと思うんですけども、いわゆる交通規制の中で、通行止めとかいうのはあるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

詳しくはまた業者との工程の中での打合せになるとは思いますが、極力、先に上流側のカルバート部分、いわゆる拡幅部分を施工するなどして、迂回を確保した上で既存のほうを作業するなど、そこは業者と検討してまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 町長のほうから、要は一般競争入札は辞退で、10社が辞退したということがあったんですが、随意契約の中で予定価格を下回ったけん、1億1,300万何がしで提携したよというんですが、その予定価格は幾らですか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 予定価格につきましては、坂町の財務規則により非公表といたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今の入札の10社全部辞退いう、あんまりなかったような気がするんだけど、こうしたときに要因というのが何かなと思って、全部が辞退する、1社ぐらい残るんじゃないんかのというような気はしとったんですが、6月28日ですか、この辺の要因いうのは何なんですかね。会社によって違うでしょうけど、金額がもう折り合わんだろうと予測したんか、納期的に難しい仕事を、今、できるような状態じゃないとか、技術的な問題、これもある程度の業者を選ぶんだらうから、その辺はどんななんですかね。それをまず一点お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

辞退されました業者のほうへ、その後、ずっと継続的にヒアリングのほうは行っておったんですが、その中で主な理由としましては、やはり現場につける技術者のほうがまず不足して、いないということ。これはなぜかといいますと、災害復旧工事が県あるいは町も出しておりますけども、各地で県内出ております。そういったところで、いろいろ緩和要件もあるんですが、それでも技術者の数が足りていないということが

一番の要因というふうに業者のほうから伺っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） そうした中で伏光組が、何かこれだったらどうなんかな、最初よりは少し安くならできるというような多少随意の見積りのほうのあれがあったのかな。でないと、今までの金額じゃったらちょっと難しいような気がするんじゃけど、伏光だけがええ具合に受けてくれたというような内容で理解しとってええんですかね。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、受注可能になるのが、やはり先ほど申しましたように、技術者がちょうど工事の切れ目のところでうまくつかまえるといいますか、そういったタイミングで技術者が空くところを狙ってうまく話ができたとのが今の伏光さんということでございます。

金額のほうはどうしても公共工事は積算基準のほうがございまして、こちらのほうで算出のほうはいたしておりますので、そこらも技術者の持ち場の現場が終われば空くし、予約が入ればまたいなくなるといったことで、人の確保というのが一番の理由になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） もう一つだけ聞かせてください。

これの橋の下に、8月豪雨のときに堆積がいっぱいあるんよね。これは今の道の中に入るとるあそこをやるときには、そうせんと、またこれがあるからいう追加になっては困るんで、現状を見とるんなら、あれぐらいはのけてくれるはずだけど、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初の概要の説明で申しましたが、この工事につきましては、10月以降の出水期が明けた後の着手を予定しております。それまでに、現在、議員がおっしゃられるように、堆積土砂が今はたまっております。こちらにつきましては、今年度の工事の中で県から管理のほうを委託を受けておりますけども、その中で堆積土砂のほうは撤去をしていくというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） いろいろお聞きして、随意契約に至った。その中で伏光さんが町の予定価格より下回っておったと。その下回っておったのが、今までこの10社のうちから説明を受けて、伏光だけだったのでしょうか。2社、3社あったけど、その3社の中で伏光さんが一番安かった、それで随意契約に至ったというふうなことなんでしょうか。そこのあたりをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

随意契約に至った経緯につきましては、応札といいますか、応じていただけるのが、先ほども申しましたように、技術者がいるのが伏光さんしかいないので、ほかの業者さんにつきましては、応札すらいただけないというようなことをございます。つまり伏光さんしか応札ができない状況であったということをございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この平面図を見せていただいた感じでは、護岸に対して基礎工事はないのでしょうか。何かこの図面を見ると、何か地盤沈下しそうな感じを受けたもんで、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの管渠につきましては、住宅で言いますとべた基礎のような感じで、コンクリートの底盤になっておりますので、局部的に、いわゆる橋台の下部工とかでありましたら、局部的な沈下とかもあって、基礎の下にくいを打ったりして補強したりするんですが、こちらについては底盤全面で土圧のほうをかけるようにしておりますので、そのあたりで、今、基礎のほうはなしということの設計にしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） そういうことなんですが、これでいくと、将来的に地盤沈下というのは起きない予定というか、確信がございますか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

基本的には地盤沈下はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） この図面を見ますと、通行止めはなるべくしないようにいう、先ほど奥村議員がお聞きしたとき、答えていただきました。上流部分に関しては、工法としては、出来合いのものを持ってきてから、あそこへ据えるという方法なんではないか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

極力交通規制のかかる期間を短くするということも考えており、いわゆる工場で生産しました二次製品を現場へ設置するというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） それで下流域のほうを、今度、鉄筋とかそういったものでやるという工法、上流部分がそれでできるんだったら、今度、そこを通しながら、下流部分も同じものを持ってきて、二つ並べたら、素人考えでは、基礎工事とかそういったことをしなくても、それで一つ、二つ並べたらできるわけですよ。そういうふうな工法というのは考えられなかったのでしょうか。そっちのほうが高いとか、低いとか、そういうふうな試算はいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

ちょっと概要説明でも述べましたが、基本的にこの大きい断面の二次製品というのは割高になります。下流の既存の橋の部分につきましては、こちらは健全、まだ橋の状態は大丈夫ですので、こちらについては、基礎とかそういったところは、今のところは今回の工事で補修といいますか、新たに造るとかいったようなことは予定しておりません。

ただ、上流側に接続する部分がありますので、こういったところのいわゆる地覆といいますか、防護柵があるようなところは壊して、舗装を敷いたりということはいた

すようには計画しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） この平面図を見ておると、上流から左へ曲がる時に、アールが取ってないような気がするんだけど、この辺はたまたまこんなもので、実際には左へぐっと回るから、何か要るんじゃないだろうけど、そういうふうにはちょっと見えるんじゃないけど、それはどうなってるんですか、あそこは。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） さっきも少し申しましたが、横断歩道が上流側にありますので、そこで一応車両のほうは一旦確認をいただいて回るというふうに理解しております。それに伴って、左折へ入る範囲も比較的緩く入れるものじゃないかというふうには考えておるところです。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第7号「坂町一般会計補正予算（第9号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「令和3年度坂町一般会計補正予算（第9号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防を図るため、町内全世帯へのマスク及び消毒液の配布並びに子供へのマスク配布に要する経費を計上いたしましたもので、既定の予算総額に1,846万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1,912万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金では、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、歳出で、10ページの衛生費、予防費では、マスク及び消毒液を配布する経費を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 3回目のマスク配布、それから消毒液を配布する、物すごくこれ、私、大賛成で歓迎します。一応、一千八百なにかにかけてやっていたくんですけども、早い対応ということで、まずは喜んでいるんですが、消毒液のことです。結局、多分消毒液を1本各世帯にあげるというのは、子供たちも全部かかっているケースがあるけん、一家で何とか防いでいこうということで、消毒液1本するということは物すごくええと思うんですが、例えば単純にネットを見ても、かなり20日間効くとか、例えばこういう効き目いうのも、1本あげてどうなんだいということがあると思うんですけども、しゃっと吹きかけて、その室内を何日間オミクロンのあれを消して効くんかというようなことをちょっと伺うんですが、いわゆる消毒液の内容ですね、ちょっと伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 消毒液のことについてお答えいたします。

今回、各世帯に1リットル1本をお配りするものについては、手、指の消毒をしていただくものでございます。お部屋に吹きかけるとか、そういったものではございません。やはり手の消毒をまずしていただくということでございますので、そういった内容の消毒液をお配りいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いろいろとあくまでもネット情報なんですが、部屋のオミクロン株を消せば、子供たちも中での家族感染が防げると私も単純に思ったんですが、そういうふうな見解はなかったんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） オミクロンにせよ何にせよ、このウイルスというのはお部屋の中にやはり飛散するものでございますし、屋外でもやはりそういった感染するリスクはございます。屋内においては室内の換気をしていただくことを以前から申し上げておりますし、広報等でも住民の皆様へ啓発をいたしております。とにかく、今回、防ぐためにこの消毒液、マスクを配布いたしますのも、やはりそういった意識をまず持っていただくこと。そして、手を消毒をしないと、結局、この机のあたりであるとか、服であるとか、そういったところにやはりつくわけです。そういったものを触って、今度、自分の体、目とか口とか鼻とかを触る、そのときにしっかりと手を洗っていただいて、消毒していただくということの意識啓発で、今回、配ります。お部屋の中がきれいだから大丈夫ということではございませんので、その辺を御理解いただきたいと存じます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いろいろと予算の関係もあるかもしれませんが、子供たちがマスクをじゃあ部屋の中で十分するかいうたら、なかなかしてないんですよ。家族感染が増えてるわけですよ。中身はなかなか分らないんですけども、家族感染、小学生、子供たちの感染も増えてるわけですよ。したがって、私は室内の清浄機とかなんかが売れてるいうんですけども、それに追従するものとして、これ、消毒液ええなと思って。単にスプレーして、こういうふうに入り口でやるのはどこでもあるんじゃないけど、家庭でもやっぱり買ってる場所はほとんど買ってると思うんですよ。だから家庭にないものを差し上げるということがええんじゃないかと思って、そういう発

想をしたんですが、再度、ちょっとどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 町長の説明にもございましたように、やはりそういった意識づけをさせていただくことが一番重要と感じております。やはりないものというよりも、今、やらなければならないこと、今、取り組まなければならないことというのはやはり感染防止対策でございます。そういったまず意識づけ、こういったことでこのマスク配布と消毒液の配布、また、集団生活を送る子供たちへのサイズに応じたマスク配布を考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） このたび、全世帯へのマスク、それから子供たちへのいうのがあるんですけども、子供たちは、ここへ書いてあるのは、保育園等に通園するというふうには書いてあるんですが、今までは年齢が結構あったですよ。年齢、例えばゼロ歳児とかいろいろあったんですが、保育園に通園というのは、ゼロ歳児もおったりしますよね。どの程度の年齢からというのは、そこは決めとるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちら、今年3歳になられる方以上、それと、今、3歳からマスクはしてもええと言われておりますので、今、通われてます、2歳で今年3歳になる方も対象としております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと10ページのところで、集会所等借上料5万円出しておるんですが、多分、何か所ぐらいあれかな、要は公的な施設に、遠いところだけを選ぶんか、その辺、10か所ぐらいかの、せいぜい、思ったりするんですが、それはどういう予定、どの辺をやっていくんだという、お願いしていくんだというような、例えば千円でずっと50をいうわけに、全部じゃないじゃろうけんね、この予算からしたら、その辺をちょっと、今、決めてるところいうのをちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたします。

地区の集会所等ということで、今、臨時で14か所予定しております。地区で申しますと、横浜三部につきましては横浜ふれあいセンターということで、森浜につきましてはSunstar Hall、平成ヶ浜地区につきましては役場が近いので役場と。そのほかの住民協の方につきましては、地元の集会所等で配布を行います。2日間ですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） このマスクの配布方法なんですけど、高齢者が、今、坂町の中で一世帯住宅が2千ちょっとですね。それから二世帯で1,600ぐらい。その大方が年寄りばかりということになれば、中でも同居世帯があるから、全部ではないけど、中で半分あっても千四、五百あるはずなんですよ。そうすれば、車のない方、75を過ぎたら特に車がない。そしたら町まで来れん。確かに最初言うたように集会所へ行けいうけど、それに漏れた方は、職員の方でもいいから、数がしれますから、早めに配ってやるいう方法はできないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） これにつきましては、代理人の方でも受取り可能ということになっておりますので、例えばそういったなかなか受け取りにくい方がいらっしやったら、今までも近所の方であるとか、住民協単位で何かそういったこともしていただいたこともございます。おおむね95%の方がこちらマスクのほうを受け取りにこられておりますので、そこらあたりでそういった地域での取組もされているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） これが早いのかどうか分かりませんが、こうやってマスクを配るいうことはいいことだと思うんですけど、子供に関しては3歳以上、18歳未満、1人当たり200枚、大人の全世帯いう分に関しては、1世帯当たり200枚、一人家族、18歳以上ですから、子供さんを入れたりしてから、4人おるところもございましょう。4人ですと1人当たり50枚。やっぱり何か不公平感みたいな、世帯へ配るんだから、公平よいうふうな考え方なんだろうが、それだったら、1人当た

り100枚とかにして、あの箱は恐らく200枚も入ってないと思うんですけど、1人当たり100枚とかにして、人口、そうすると、ある程度の不公平感みたいなのはちょっと縮まってくるのかなというふうな考え方を私は考えるんですけど、そういった考え方はなかったんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 確かに議員さん言われたような、そういった考えがございいます。このたびは世帯約5,800と、特に集団生活をされている子供たち、こちらが2,012名ということで、7,800人ということで、全人口にしましても6割くらいの方が受取りをされるということで今回はさせていただきます。

また、今回、マスク配布が子供の分も含めて4回目ということになりますので、また次に考えるときに、そういったことも検討をさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる先ほどからずっと申しておりますけども、要は感染対策を皆さんにこれまでもしっかりやってもらっておりますけれども、さらにそういう感染対策に町民自らが取り入れていただけると、そういうことが一つの趣旨でございますので、また、これまでも1回目を100枚をお配りをさせていただきました。その折には、ちょうどマスクはなかなか市場にもなかった時期で、これを調達するのに大変苦労した経緯もございます。その後、また第何波のときだったですかね、こういう感染がまた拡大をしてくるということで、2回目の折には各世帯200枚、その後、子供さんにもどうだろうかというような意見も、子供を持たれる親御さんからもございましたものですから、その対応ということで、3回目で子供さんにも配布をさせていただきました。これも、さっき申しましたように、今、意識づけというようなお話も担当課長のほうからもございましたけども、そういう思いを第一に考え、また、これから第7波、いろいろな状況が生まれたときには、またさらにマスクの配布も考えながら、常に町民一人一人が、あるいはまた、家庭の中で感染症についての意識づけをしっかりやってもらうということが最大の目的でありますし、行政といたしましても、できる範囲でそういう形で感染症対策を講じるという一つの趣旨にのっとりやらせてもらっておりますので、そこらをひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 令和4年第3回坂町議会臨時会が閉会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

広島県ではまん延防止等重点措置期間が延長をされましたが、町といたしましても、引き続き、感染防止対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

皆様方には御自愛をくださいまして、これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川本英輔議員) これにて、令和4年第3回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞でございました。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会議務局長（西谷信樹君） 互礼。

(閉会 午前10時45分)